

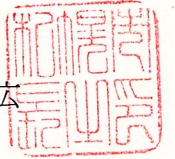


札幌市告示第6466号

北海道胆振東部地震による被災者に対する市税の申告等の期限の延長の期日を、
下記のとおり告示する。

平成30年12月13日

札幌市長 秋元 克広



記

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）第9条第1項の規定に基づき、平成30年札幌市告示第5510号において別途札幌市告示で定めることとされている期日は、その期限が平成30年9月6日から平成31年1月30日までの間に到来するものについて、平成31年1月31日とする。